

大和クッキング&カルチャーサロン レンタルスペース利用規則(非飲食)

【1. 基本規則】

- (1) 本施設の貸し教室(以下、本教室といいます。)の使用は、本施設の所有者である大和クッキング&カルチャーサロン(以下、所有者といいます)が審査、検討を行ったうえで、本書に捺印することにより許可(以下、本件許可といいます)されるものとします。
- (2) 使用者は、本教室において標記記載の業務(以下、本業務といいます。)を行うにあたり、適用のある一切の法令を遵守します。
- (3) 使用者は、本教室を承諾なく第三者に転貸し、または使用させてはならないものとします。また、使用者は、本件許可に基づく使用者の権利を第三者に譲渡し、または質入れその他担保に供しないものとします。なお、申込者と使用者が異なる場合、申込者は必ず書面にてその旨事前通知し、所有者の承諾を得るものとします。
- (4) 使用者は自己の責任と負担において本業務を行なうものであり、所有者は、業務の内容に関し一切の責任を負いません。また、本施設の来訪者(以下、来訪者といいます)および本施設における他のテナント(以下、他テナントといいます)、その他第三者からの問合せ、クレームのほか、これらに類するトラブル、紛争等については、その一切を使用者にて対応、解決するものとします。
- (5) 持込物品の盗難および破損、滅失等損害が生じた場合、所有者は一切その責任を負わないものとします。
- (6) 本業務の内容に変更があった場合、使用者は速やかに所有者に対して連絡し、必要に応じて協議するものとします。
- (7) 所有者は、本業務により来訪者または他テナント、その他第三者に対し危害または迷惑を与えると判断した場合、本業務の内容、開催時間等の詳細について使用者に対し勧告または指導できるものとし、使用者はこれに異議なく従うものとします。なお、使用者が当該勧告または指導に従わなかった場合、または来訪者および他テナント、その他第三者に対し危害が及んだ場合、所有者は本件許可を取り消すことができるものとします。
- (8) 使用者は、前号により本件許可が取り消された際に損害を生じた場合においても、当該損害の賠償等、一切の請求を所有者に対して行わないものとします。

【2. 使用料金等にかかる遵守事項】

- (1) 使用者は、標記記載の本教室の使用料金(以下、使用料金といいます)を、標記記載の方法により所有者に支払うものとします。なお、当該振込みにかかる手数料は使用者が負担するものとします。
- (2) 使用料金等の支払いが支払指定期日を過ぎた場合、許諾者は督促手数料および所定の遅延損害金の支払いを使用者に請求できるものとします。

【3. 本施設の利用にかかる遵守事項】

- (1) 使用者は、本施設および施設内の諸設備(本教室を含みます)の破損、毀損等を生じさせた場合、速やかに所有者に申し出るものとします。なお、当該破損、毀損等の発生により所有者、他テナント、来訪者またはその他第三者に損害が生じた場合、使用者は当該損害の一切を賠償するものとします。
- (2) 本業務にて発生したゴミは、全て使用者が持ち帰るものとします。
- (3) 使用者は、本教室内で飲酒や火気の使用(喫煙等を含みます)をしてはならないものとします。
- (4) 使用者は、本施設に引火物、その他の危険物を持ち込まないものとします。
- (7) 使用者が本業務において電源設備の使用を希望する場合は、事前に所有者の書面による承諾を得るものとします。ただし、使用者が使用スペースに持ち込む機器類によっては使用できない場合があること、また消費電力量によっては所有者が使用者に対して使用料金とは別途、当該電源設備の使用により発生した電気利用料を請求する場合があることを、使用者はあらかじめ承諾します。
- (8) 使用者が音響機器(テレビ、ラジカセ、ステレオ、スピーカー(アンプの接続を要するものを含みます)、電子メガホン等の機器類を含むがこれらに限らない。以下音響機器類といいます)を持ち込む場合は、事前に所有者の書面による承諾を得るものとします。また、使用者は、当該承諾の取得にかかわらず、所有者が音量の調整もしくは音響機器類の使用停止を求める場合があることを異議なく承諾します。

【4. その他】

- (1) 使用者は、使用者が以下の各号の一に定める者(以下、反社会的勢力といいます)に該当しないことを、所有者に対して表明し、これを保証します。
- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集団的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属しているもの、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ②「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ③前各号の団体に類する団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ④「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業、同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために催事スペースを利用しようとする者。
 - ⑤「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いまは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
 - ⑥「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
 - ⑦前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。
- (2) 使用者は、合理的な拒否事由がない限り、前項に定める事項に関する調査に協力するものとし、所有者からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を提供します。また、使用者は、当該調査のために所有者が提供を受けた使用者の情報(個人に関する情報を含みますが、これに限りません)を第三者に提供する場合があることを、あらかじめ異議なく承諾します。

以上